

令和〇年〇月〇日

(あて先) 浜松市長

住所 (法人の所在地)
開設者 浜松市中央区元城町 103-2
氏名 (法人の名称)
株式会社 太郎

飼育動物診療施設開設届出書

飼育動物診療施設を開設したので、獣医療法第 3 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 開設者が獣医師である場合にあってはその旨
獣医師 ・ 非獣医師

法人は代表者が獣医師
であっても「非獣医師」
になります。

- 2 診療施設の名称
太郎動物病院

- 3 開設の場所
浜松市中央区元城町 1 0 3 - 2

- 4 開設の年月日
令和 5 年 4 月 1 日

- 5 管理者の氏名及び住所
浜松太郎 浜松市中央区元城町 1 0 3 - 2

- 6 診療業務を行う獣医師の氏名
浜松太郎 浜松花子

- 7 診療業務の種類
産業動物 ・ 小動物 ・ その他 ()

- 8 診療施設の構造設備の概要及び平面図

- (1) 診療器具・器材 別紙
(2) 診療施設内の見取図 別紙
(3) 診療施設所在地の略図 別紙

「別紙」と記載し、(1)
～ (3) を添付してくだ
さい。

- 9 参考事項

診療施設の電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

- 注) 1 開設者が法人である場合は、定款を添付すること。
- 2 管理者は獣医師であること。
- 3 管理者及び診療の業務を行う獣医師の獣医師免許証の写しを添付すること。
- 4 診療施設の構造施設が規則第2条の基準を満たしていることを確認すること。
- 5 エックス線装置を有する場合には、エックス線装置に関する構造設備概要及びエックス線量測定記録を添付すること。